

健康管理手帳を交付する業務を選定する際の考え方について

1 健康管理手帳制度の概要

健康管理手帳制度は、労働安全衛生法第 67 条の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第 23 条各号に掲げる、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事していた者のうち、労働安全衛生規則第 53 条第 1 項に規定する一定の要件を満たす者について、離職の際又は離職の後に、国が健康管理手帳を交付し、無償で健康診断を実施する制度である。

現在、健康管理手帳の交付対象とされる業務は 13 業務であり、平成 29 年末における累積交付数の合計は約 7 万件である。

2 健康管理手帳交付の考え方

労働安全衛生法第 67 条、労働安全衛生法施行令第 23 条に規定する健康管理手帳交付対象業務については、平成 7 年 12 月 4 日付けで労働省（当時）の検討会が取りまとめた「健康管理手帳交付対象業務等検討結果報告」において、以下の①～③のいずれの要件も満たす物質の取扱業務等を健康管理手帳の交付対象とするべきであるとされている。

- ① 当該物質等について重度の健康障害を引き起こすおそれがあるとして安全衛生の立場から法令上の規制が加えられていること
 - イ 製造等禁止物質
 - ロ 製造許可物質
 - ハ その他の規制物質等（※ 1）

- ② 当該物質等の取扱い等による疾病（がんその他の重度の健康障害）が業務に起因する疾病として認められていること
 - イ 労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 7 号「がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における疾病」等
 - ロ 中央労働基準審議会（現労働政策審議会）の議を経て労働大臣の指定する疾病として、告示により指定された疾病（同別表第 1 の 2 第 10 号）（※ 2）

- ③ 当該物質等の取扱い等による疾病（がんその他の重度の健康障害）の発生リスクが高く、今後も当該疾病の発生が予想されること（※ 3）

※1 手帳の対象としては、以下の物質等に関連した業務が該当する。

- ・クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩
- ・三酸化砒素
- ・コークス又は製鉄用発生炉ガス
- ・塩化ビニル又はポリ塩化ビニル
- ・粉じん作業
- ・1, 2-ジクロロプロパン

※2 手帳の対象としては、ジアニシジン及びその塩に関連した業務が該当する。

※3 主として近年の労災認定の事例数等を勘案して判断している。